



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 577 高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託 (危機管理・消防課)..... 2
- 578 平成18年和歌山県告示第1360号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定)の一部改正 (循環型社会推進課)..... 2
- 579 紀の川左岸土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課)..... 2
- 580 橋本市吉原土地改良区の定款変更の認可 (")..... 2
- 581 特定農業用ため池の指定 (")..... 3
- 582 地籍調査の成果の認証 (用地対策課)..... 4
- 583 " (")..... 4
- 584 " (")..... 4
- 585 " (")..... 5
- 586 " (")..... 5
- 587 " (")..... 5
- 588 " (")..... 6
- 589 " (")..... 6
- 590 " (")..... 6
- 591 " (")..... 7
- 592 " (")..... 7
- 593 " (")..... 8
- 594 " (")..... 8
- 595 " (")..... 8
- 596 " (")..... 9
- 597 " (")..... 9
- 598 " (")..... 9
- 599 " (")..... 10
- 600 " (")..... 10
- 601 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 11

○ 労働委員会告示

- 1 あっせん員候補者名簿の公示 11

○ 海区漁業調整委員会指示

- 1 まき餌船釣り等の禁止等 12
- 2 ウミガメの採捕等 13

○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 14
- " (")..... 14
- 入札公告 (総務事務集中課)..... 15

告 示

和歌山県告示第577号

高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2の規定に基づき高压ガス製造保安責任者免状及び高压ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務を高压ガス保安協会に委託して次のとおり実施する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 委託に係る免状交付事務の内容

高压ガス製造保安責任者免状及び高压ガス販売主任者免状の新規交付及び再交付並びに液化石油ガス設備士免状の新規交付、再交付、書換え等に関する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高压ガス保安協会（東京都港区虎ノ門四丁目3番13号）

和歌山県告示第578号

平成18年和歌山県告示第1360号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部を次のように改める。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表に次のように加える。

18	紀の川市	東毛字東中筋	279番1の一部	政令第13条の2第1号
			279番2	
			279番3	
			281番1	
			281番2	
			281番3	
			285番1	
			285番2	
			286番	
		東毛字下東尾	338番の一部	
			339番1の一部	
			339番2	
			341番の一部	

和歌山県告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、紀の川左岸土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、橋本市吉原土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第581号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名称	所在地	指定年月日
志出の池	有田郡湯浅町大字吉川字乙鳥360	令和2年4月17日
浅良池	有田郡広川町大字南金屋字浅良477-1	令和2年4月17日
鍛屋池	有田郡有田川町大字吉原字新田1613	令和2年4月17日
ハルサ池	有田郡有田川町大字吉原字新田1628	令和2年4月17日
白石池	有田郡有田川町大字吉原字女夫石1495	令和2年4月17日
庵坂池	有田郡有田川町大字岩野河字庵坂382-1	令和2年4月17日
新よもぎ池	有田郡有田川町大字中井原字蓬谷831、856-2	令和2年4月17日
石風呂池	有田郡有田川町大字中野字石風呂671	令和2年4月17日
安の谷池下	有田郡有田川町大字長谷川字西の平434-1	令和2年4月17日
安の谷池上	有田郡有田川町大字長谷川字西の平441-1	令和2年4月17日
大南池	有田郡有田川町大字長谷川字大南1061	令和2年4月17日
日茂池	有田郡有田川町大字長谷川字明伝1322	令和2年4月17日
寺池（糸野）	有田郡有田川町大字糸野字赤井611	令和2年4月17日
大門池	有田郡有田川町大字糸野字赤井614-1	令和2年4月17日
橋戸池下	有田郡有田川町大字生石字橋戸930-1	令和2年4月17日
八王子池	有田郡有田川町大字生石字奥ノ谷889-2	令和2年4月17日
岩室池	有田郡有田川町大字延坂字岩室380-1	令和2年4月17日
下の池	有田郡有田川町大字沼田字売谷355-2	令和2年4月17日
小池（沼田 売谷）	有田郡有田川町大字沼田字売谷354-2	令和2年4月17日
中の池	有田郡有田川町大字沼田字売谷359-2	令和2年4月17日
先の池	有田郡有田川町大字沼田字売谷357-2	令和2年4月17日
中之池	有田郡有田川町大字沼田字売谷327-1	令和2年4月17日
土山池	有田郡有田川町大字本堂字山本79-1	令和2年4月17日
天池	有田郡有田川町大字中峯字天池335-1	令和2年4月17日
前田池	有田郡有田川町大字中峯字前田249-1	令和2年4月17日
岩の脇池	有田郡有田川町大字中峯字岩ノ脇204-1	令和2年4月17日
妙見池	有田郡有田川町大字中峯字妙見637-1	令和2年4月17日
天王谷池	有田郡有田川町大字中峯字天王谷705-1	令和2年4月17日
新池（瀬井）	有田郡有田川町大字瀬井字袋地314-1	令和2年4月17日
堂ノ砦池	有田郡有田川町大字彦ヶ瀬字堂ノ砦164-1	令和2年4月17日
栗ノ砦池2	有田郡有田川町大字彦ヶ瀬字栗砦610-1	令和2年4月17日
神出池	有田郡有田川町大字沼字神出649-1	令和2年4月17日
金比羅池	有田郡有田川町大字三田字志坊谷439-1	令和2年4月17日
赤岩池	有田郡有田川町大字清水字櫛木平897-1	令和2年4月17日
的場池	有田郡有田川町大字久野原字的場923-1	令和2年4月17日
内芝池	有田郡有田川町大字久野原字内芝364-2	令和2年4月17日
亀屋池	有田郡有田川町大字杉野原字森垣内1114-1	令和2年4月17日
臥龍池	有田郡有田川町大字杉野原字深谷14-1	令和2年4月17日

和歌山県告示第582号

和歌山県田辺市本宮町渡瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町渡瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町渡瀬の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年4月6日

和歌山県告示第583号

和歌山県橋本市隅田町上兵庫の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成31年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市隅田町上兵庫の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市隅田町上兵庫の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年4月6日

和歌山県告示第584号

和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区

5 認証年月日

令和2年4月6日

和歌山県告示第585号

和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡高野町

2 調査を行った時期

平成29年4月3日から平成31年3月15日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区

5 認証年月日

令和2年4月6日

和歌山県告示第586号

和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡高野町

2 調査を行った時期

平成29年4月3日から平成31年3月15日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区

5 認証年月日

令和2年4月6日

和歌山県告示第587号

和歌山県伊都郡高野町大字花坂の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡高野町

2 調査を行った時期

平成29年4月3日から平成31年3月15日まで

- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字花坂の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字花坂の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年4月6日

和歌山県告示第588号

和歌山県有田郡有田川町大字中原・川合・二澤・北野川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年12月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字中原・川合・二澤・北野川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字中原・川合・二澤・北野川の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年4月6日

和歌山県告示第589号

和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡美浜町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から平成30年10月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年4月6日

和歌山県告示第590号

和歌山県日高郡日高川町大字三十井川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告

する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年2月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字三十井川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字三十井川の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年4月6日

和歌山県告示第591号

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年2月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年4月6日

和歌山県告示第592号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成31年1月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区

5 認証年月日
令和2年4月6日

和歌山県告示第593号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成31年1月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年4月6日

和歌山県告示第594号

和歌山県和歌山市加太の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から平成31年3月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市加太の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市加太の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年4月6日

和歌山県告示第595号

和歌山県和歌山市西浜の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から平成31年3月14日まで

- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市西浜の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市西浜の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年4月6日

和歌山県告示第596号

和歌山県和歌山市島橋北ノ丁・島橋西ノ丁・狐島の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から平成31年3月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市島橋北ノ丁・島橋西ノ丁・狐島の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市島橋北ノ丁・島橋西ノ丁・狐島の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年4月6日

和歌山県告示第597号

和歌山県和歌山市秋月・太田・出水・鳴神の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から平成31年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市秋月・太田・出水・鳴神の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市秋月・太田・出水・鳴神の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年4月6日

和歌山県告示第598号

和歌山県和歌山市府中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から平成31年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市府中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市府中の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年4月6日

和歌山県告示第599号

和歌山県和歌山市吉礼の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から平成31年3月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市吉礼の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市吉礼の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年4月6日

和歌山県告示第600号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字広口の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成31年2月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字広口の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字広口の一部地区
- 5 認証年月日

令和2年4月6日

和歌山県告示第601号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3503	紀の川市貴志川町前田字久保452番の一部、458番2の一部、459番の一部、459番2の一部、460番の一部、水路	和歌山市中之島1518番地中之島801ビル5階 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田茂	令和 2.4.1	6.00	63.45
				6.00	53.13

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり公示する。

令和2年4月17日

和歌山県労働委員会会長 有田佳秀

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

（令和2年4月7日現在）

氏 名	現 職	経験及び閲歴	委嘱日
ありたよしひで 有田佳秀	弁護士	36期～43期公益委員 36期～38期会長代理 39期～会長	H18.3.17
たなかよしひろ 田中祥博	弁護士	39期～43期公益委員 39期～会長代理	H24.4.4
よしざわなおみ 吉澤尚美	弁護士	40期～43期公益委員	H26.4.2
こじまのりあき 小鷲典明	関西外国語大学教授	41期～43期公益委員	H28.4.6
すずきとしひこ 鈴木敏彦	（元）和歌山県福祉保健部長	42期～43期公益委員	H30.6.6
すぎかつのり 杉勝則	和歌山県地方労働組合評議会事務局長	37期～43期労働者委員	H20.3.19
いけだゆうすけ 池田祐輔	連合和歌山会長	40期～43期労働者委員	H27.4.1
うすきゆたか 臼杵 豊	和歌山県電力総連会長	42期～43期労働者委員	H30.4.18
こうざいまこと 香西 真	UAゼンセン和歌山県支部支部長	43期労働者委員	R2.4.7
おかもと ゆ み 岡本由美	情報労連和歌山県協議会幹事	43期労働者委員	R2.4.7

あんどうもとじ 安藤元二	関西コンサルティングシステム株式会社代表取締役	34期～43期使用者委員	H14. 2. 27
こばたえいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社代表取締役会長	35期～43期使用者委員	H16. 3. 17
おかだあき 岡田亜紀	菱岡工業株式会社代表取締役	39期～43期使用者委員	H25. 2. 6
いけだよしのり 池田慶憲	池田鉄工株式会社代表取締役	43期使用者委員	R2. 4. 7
こだませいや 児玉征也	和歌山県経営者協会専務理事・事務局長	43期使用者委員	R2. 4. 7
はらみひとし 原見仁志	労働委員会事務局長		R2. 4. 7
ひらばやしひさみ 平林久実	労働委員会事務局次長（審査調整課長事務取扱）		H31. 4. 3
みやいちあき 宮井智晶	労働委員会事務局審査調整課副課長		H31. 4. 3
にしおかかえ 西岡香恵	労働委員会事務局審査調整課主任		H30. 4. 18

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、和歌山県海面における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

令和2年4月17日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

- 1 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。
- 2 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和2年4月24日から令和3年4月23日までとする。

別表

漁場の位置	免許権者名（免許番号） 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 （和共第1号）	全域	周年
日高郡美浜町三尾地先	三尾漁業協同組合	別掲1	11月1日から翌年3月31日まで
西牟婁郡白浜町椿地先	和歌山南漁業協同組合	別掲2	周年
有田市宮崎町逢井地先	逢井八角網漁業生産組合 （和定第2号） （和定第3号）	定置網の垣網左右100mの区域	周年
有田市千田地先	代表者狗巻吉明ほか1名 （和定第4号）		
東牟婁郡串本町檜野地先	鈴木誠 （和定第8号）		

東牟婁郡串本町檜野地先	弁天前定置水産株式会社 (和定第9号)	10月20日から翌年7月31日まで
	弁天前定置水産株式会社 (和定第10号)	周年
東牟婁郡串本町田原地先	代表者和歌山東漁業協同組合ほか1名 (和定第11号)	10月20日から翌年7月31日まで
東牟婁郡太地町地先	代表者岸野知夫ほか3名 (和定第12号)	10月20日から翌年7月31日まで
	代表者岸野知夫ほか3名 (和定第13号)	5月1日から翌年12月31日まで
東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	宇久井漁業協同組合 (和定第14号)	10月20日から翌年7月31日まで

別掲1

和共第21号の区域のうち下表ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸とに囲まれた区域

番号	緯度（北緯）	経度（東経）
ア	33度52.86分	135度03.48分
イ	33度52.83分	135度03.35分
ウ	33度52.71分	135度02.78分
エ	33度52.38分	135度03.09分
オ	33度52.35分	135度03.49分
カ	33度52.92分	135度06.33分
キ	33度53.38分	135度06.53分
ク	33度53.51分	135度06.53分

(数値はいずれも世界測地系)

別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における下表ア、イ、ウの各点を中心とする半径500mの範囲

番号	緯度（北緯）	経度（東経）
ア	33度35.91分	135度19.39分
イ	33度35.16分	135度21.49分
ウ	33度34.68分	135度20.92分

(数値はいずれも世界測地系)

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

和歌山県海域におけるウミガメの採捕等について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年4月17日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

(定義)

- 1 この指示において「ウミガメ」とは、ウミガメ科3種（アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵）をいう。
（採捕の制限）
- 2 和歌山県海域においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。
（承認の対象）
- 3 ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 増殖の用に供しようとする者
 - (3) 和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者
（承認証の携帯）
- 4 3の承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。
（報告書の提出）
- 5 3の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。
（指示の有効期間）
- 6 この指示の有効期間は、令和2年5月16日から令和3年5月15日までとする。
（制限又は条件）
- 7 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。
 - (1) 3の（1）又は（2）に該当する場合
 - ア 3の（1）又は（2）に掲げる目的以外の採捕をしてはならないこと。
 - イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。
 - (2) 3の（3）に該当する場合
 - ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。
 - イ 雌のウミガメ及び卵を採捕してはならないこと。
 - ウ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。
（取扱要領）
- 8 この指示に定めるもののほか採捕の承認等に関する取扱いは、別に委員会が定めるところによる。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

紀の川市から、都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
紀の川都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

紀の川市から、都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年4月17日

- 1 都市計画の種類及び名称
紀の川都市計画特定用途制限地域
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達年度及び調達案件番号
令和2年度 調達案件番号20200053021号
 - (2) 調達案件名
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛ウォールスルー空調ユニット等更新備品
 - (3) 調達物品の名称及び数量
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛ウォールスルー空調ユニット等更新備品 一式
 - (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (5) 納入期限
令和3年3月19日（金）
 - (6) 納入場所
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛
（和歌山市手平2丁目1-2）

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「家庭用電気機器」又は「産業用機械器具」又は「産業用電気機械」又は「建設用機械器具」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

- 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
- (2) 期間
令和2年4月17日（金）から同年5月8日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

- 4 入札説明書を交付する場所及び期間

- (1) 場所
3の（1）に同じ。
- (2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

令和2年5月15日（金）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年5月14日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和2年5月14日（木）午前9時から同月15日（金）午後1時15分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

要

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Floor Mounted Wall Through Air Conditioner : 1set

- (2) Time limit for tender :

1:30 p.m. 15 May 2020 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 14 May 2020)

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

令和2年度 調達案件番号20200053022号

(2) 調達案件名

ハンドル式集密書架・据置書架

(3) 調達物品の名称及び数量

ハンドル式集密書架・据置書架 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

令和2年8月31日（月）

(6) 納入場所

海草振興局建設部（新庁舎）

（和歌山市森小手穂227番地）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「事務用機器」又は「什器」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和2年4月17日（金）から同年5月22日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

令和2年5月29日（金）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年5月28日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和2年5月28日（木）午前9時から同月29日（金）午後1時15分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者とした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Handle type collection secret bookrack and stationary bookshelf : 1set

- (2) Time limit for tender :

1:30 p.m. 29 May 2020 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 28 May 2020)

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288